

学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額に関する要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、食物（乳）アレルギー疾患等を持つ児童生徒に対して、学校給食における飲用牛乳の提供停止と減額の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 食物アレルギー

原因食品を食べたことにより、皮膚・粘膜・消化器・呼吸器のいずれか又は複数の臓器や全身に症状が現われるアレルギー疾患をいう。

(2) 学校生活管理指導表【アレルギー疾患用】（以下「管理指導表」という。）

医師が診断の結果に基づいて、児童生徒のアレルギー疾患の情報を記入するための様式として、財団法人日本学校保健会により作成されたものをいう。

（対象）

第3条 対象は、食物（乳）アレルギー疾患等を持つ児童生徒とし、申請に際しては管理指導表または医師の診断書等の提出を必須とする。

（申請及び決定）

第4条 提供停止及び減額を希望する保護者は、学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額申請書（様式第1）に必要書類を添付して、児童生徒の在籍する学校に提出しなければならない。ただし、既に必要書類の原本を学校に提出している場合は、学校でその写しを添付するため、保護者は添付しなくてもよい。

2 学校は、前項の申請書を受けたときは、受付日及び学校名の記載のある受付印を押印し、速やかに必要書類を整え、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、飲用牛乳の提供停止が必要と認められるときは、学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額決定通知書（様式第2）を、学校を通じて保護者へ、学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額通知書（様式第3）を学校へ通知し、速やかに飲用牛乳の提供を停止するものとする。

(再開)

第5条 提供の再開を希望する保護者は、学校給食における飲用牛乳の提供再開申請書（様式第4）を、児童生徒の在籍する学校に提出しなければならない。

2 学校は、前項の申請書を受けたときは、受付日及び学校名の記載のある受付印を押印し、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、飲用牛乳の提供停止が必要でなくなったと認められるときは、学校給食における飲用牛乳の提供再開決定通知書（様式第5）を、学校を通じて保護者へ、学校給食における飲用牛乳の提供再開通知書（様式第6）を学校へ通知し、速やかに飲用牛乳の提供を再開するものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年3月14日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年11月27日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 （第 4 条関係）

年 月 日

江南市教育委員会 殿

学校名

保護者氏名

学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額申請書

医師の診断結果により、牛乳を飲用できませんので、学校給食での飲用牛乳の提供を停止し、学校給食費における飲用牛乳代金の減額を申請します。
なお、飲用を再開するときは、速やかに再開申請書を提出します。

学校名	学年	組	児童生徒氏名

- ※ 必要書類：学校生活管理指導表【アレルギー疾患用】（写し）または、医師の診断書（写し）等
- ※ 既に必要書類の原本を学校に提出している場合は、学校でその写しを添付します。

様式第2（第4条関係）

年 月 日

学校名

保護者氏名

様

江南市教育委員会

学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額決定通知書

年 月 日付けで申請のありました学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 実施の内容

学校給食における飲用牛乳の提供停止及び代金の減額

2 実施対象の児童生徒氏名

学校名	学年	組	児童生徒氏名

3 減額する1食あたりの牛乳代金

当該年度に学校給食用牛乳供給事業により示された保護者負担額の円未満を切り捨てた額とする。（ 年度 円）

4 対応期間

年 月 日 から 年 月 日まで

5 その他

- ・ 飲用牛乳の提供再開を希望する場合は、速やかに再開申請書（様式第4）を提出してください。
- ・ 対応期間が終了した場合は再度申請が必要です。

様式第3（第4条関係）

年 月 日

学校名

校長名

様

江南市教育委員会

学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額通知書

年 月 日付けで（ 保護者名 ）から申請のありました学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。なお、様式第2を保護者に送付してください。

記

1 実施の内容

学校給食における飲用牛乳の提供停止及び代金の減額

2 実施対象の保護者・児童生徒氏名

学年	組	保護者名	児童生徒氏名

3 減額する1食あたりの牛乳代金

当該年度に学校給食用牛乳供給事業により示された保護者負担額の円未満を切り捨てた額とする。（ 年度 円）

4 対応期間

年 月 日 から 年 月 日まで

5 その他

- (1) 対応期間が終了した場合は、再度申請が必要です。
- (2) 減額する牛乳の連絡は、注文票兼配送表により報告してください。
- (3) 学校給食センターから学校への給食費請求額は、減額後の額となります。

様式第 4 （第 5 条関係）

年 月 日

江南市教育委員会 殿

学校名

保護者氏名

学校給食における飲用牛乳の提供再開申請書

学校給食における飲用牛乳の提供停止及び減額決定により学校給食での飲用牛乳の提供を停止されておりますが、牛乳の飲用が可能となりましたので、飲用牛乳の提供再開を申請します。

なお、再開に伴い給食費の減額がなくなり、通常の給食費を支払うことに異議はありません。

学校名	学年	組	児童生徒氏名

様式第 5 （第 5 条関係）

年 月 日

学校名

保護者氏名

様

江南市教育委員会

学校給食における飲用牛乳の提供再開決定通知書

年 月 日付けで申請のありました学校給食における飲用牛乳の提供再開について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 実施の内容
飲用牛乳の提供再開

- 2 実施対象の児童生徒氏名

学校名	学年	組	児童生徒氏名

- 3 提供再開の日
年 月 日

様式第6（第5条関係）

年 月 日

学校名

校長名

様

江南市教育委員会

学校給食における飲用牛乳の提供再開通知書

年 月 日付けで（保護者名）から申請のありました学校給食における飲用牛乳の提供再開について、下記のとおり決定しましたので通知します。なお、様式第5を保護者に送付してください。

記

- 1 実施の内容
飲用牛乳の提供再開

- 2 実施対象の児童生徒氏名

学校名	学年	組	児童生徒氏名

- 3 提供再開の日

年 月 日